

コロナウイルス感染症対策の助成金について（令和2年4月1日現在）

現在、コロナウイルス感染症対策の助成金は以下のとおりである。

- ・時間外労働等改善助成金（テレワークコース）
- ・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金
- ・雇用調整助成金（特例）

#### 1. 時間外労働等改善助成金（テレワークコース）

##### 【支給対象となる事業主】

- （1）労働災害者補償保険の適用事業主であること
- （2）テレワークを新規で導入（試験的に導入している事業主を含む）する事業主であること
- （3）交付申請書と事業実施計画書を提出し、交付決定を受けた事業主であること
- （4）事業実施計画に基づき、事業を実施した事業主であること

##### 【支給額】

支給対象となる取り組みの実施に要した費用の1/2相当額（1企業当たり上限100万円）

##### 【支給対象となる経費】

- ・謝礼金
- ・旅費
- ・会議費
- ・印刷製本費
- ・備品代
- ・借損料
- ・雑役務費
- ・機械装置等導入費
- ・委託費

##### 【申請期限】

5月29日（金）までに、必要書類をテレワーク相談センターに提出

##### 【支給申請期限】

事業実施期間終了後、7月15日（水）までに、テレワーク相談センターに支給申請を行う。

## 2. 新型コロナウイルス感染症による小学校休校等対応支援金

### 【支給対象者】

令和2年2月27日から3月31日までの間に、以下に該当する小学校等に通う子供の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対して、有給（賃金全額支給）休暇（労働基準法に規定する年次有給休暇を除く）を取得させた事業主、または、委託を受けて個人で仕事をする個人事業主

- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休校等をした小学校等に通う子供
- ・新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に通う子供

### 【助成内容】

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金等額×10/10（1日当たり8,330円が上限）

### 【申請期間】

令和2年3月18日～6月30日まで

## 3. 雇用調整助成金（特例）

### 【対象業種】

新型コロナウイルス感染症によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主（全業種）

### 【生産指標要件】

直近1か月の生産量、売上高などの生産指標が、前年同期と比べて5%以上減少していること

### 【対象者】

雇用保険被保険者（4月1日から6月30日までについては、雇用保険の被保険者以外の労働者も対象）

### 【助成率】

大企業：2/3（解雇等を行わない場合は3/4）

中小企業：4/5（解雇等を行わない場合は9/10）

どちらも、1年で100日分、3年で150日分が上限

### 【計画書の提出期限】

6月30日まで（初回のみ事後提出が可能）

現在、コロナウイルス関係助成金についての出張無料相談を実施中です。コロナウイルス関連の助成金を検討されていたら、ぜひ、出張無料相談をご利用ください。

マネーライフワークス

代表 社会保険労務士 岡崎 壮史（まさふみ）

携帯：080-1552-3523

Mail：money.life.works@gmail.com

H P：[https://peraichi.com/landing\\_pages/view/moneylifeworks](https://peraichi.com/landing_pages/view/moneylifeworks)